

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月18日

【事業年度】 第83期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 三機工業株式会社

【英訳名】 Sanki Engineering Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有 馬 修一郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

【電話番号】 03-3271-6665

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理本部長 新 間 衛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

【電話番号】 03-3271-6665

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 舘 邦 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）
三機工業株式会社関西支店
（大阪市淀川区宮原三丁目4番30号）
三機工業株式会社名古屋支店
（名古屋市中村区名駅二丁目45番7号）
三機工業株式会社横浜支店
（横浜市神奈川区栄町5番地の1）
三機工業株式会社関東支店
（さいたま市大宮区宮町三丁目13番地2）
三機工業株式会社東関東支店
（千葉市中央区富士見二丁目3番1号）

1. 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第83期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3. 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) <省略>

(5) 責任限定契約の内容の概要

提出会社と社外役員全員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1千万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額であります。

(訂正後)

(1)～(4) <省略>

(5) 取締役および監査役の責任免除

提出会社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、以下の内容を定款に定めております。

① 会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

② 提出会社は、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする旨を定款で定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

提出会社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款で定めております。また、取締役選任の決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(7) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

① 自己株式の取得

提出会社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 中間配当

提出会社は、株主への機動的な利益の還元を行うため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

提出会社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。